

日露戦争後の日露関係回復についての一考察

Tolstoguzov Sergey

はじめに
イギリスと日露関係の一考察
日露協商の最初の提案までの道のり
おわりに

キーワード：日露協商、イズヴォルスキー外相、
第2次日英同盟、ポーツマス条約

はじめに

まず、このテーマを研究の対象に選んだ理由について述べたい。日露戦争が終了した時、両国の多くの人々が、平和が長く続かず、ポーツマス条約はただの停戦であり、戦争に再度逆戻りすると思っていた。これはロシアでも日本でも、同様であった。1905年の夏に調印された第2次日英同盟協約の締結も戦争あるいは激しい対立時代が到来すると思わせた。しかし、日露関係は急速に改善に向かった。1907年に日露協商（協約）が調印され、1916年に至って日露軍事同盟が成立した。このような急激な変化は、興味深い外交上の大きな転回であるにもかかわらず、十分に研究されていない。従って、この論文の主たる課題は、1905-1907年における日露関係とその正常化の過程の分析、検討である。

さらに、日露戦争後期における欧米列強の外

交が織りなす複雑かつ多面的な国際関係は興味深い研究問題である。当時の欧米列強の外交は日露関係にとって極めて重要な意味を持っていた。特にイギリスの外交が大きな影響を与えていた。イズヴォルスキー外相は、駐日露国公使時代に、イギリスが日露関係に与えた影響についてこう述べた。「私の考えでは、日露関係の鍵はここ（東京）ではなく、ロンドンにあり、そして日露協定がどんなものであっても、イギリス政府の承知、あるいは同意、場合によっては参加がなければ不可能である」⁽¹⁾。それでこの時代の日露関係の研究をする場合、イギリスの外交政策研究も必要であると思われる。

日露戦争前後にヨーロッパ外交では協商結成に関わるイギリスとフランス政策に大きな転換が見られた。この理由により、本論文では、日本、ロシアの二ヶ国間関係だけではなく、イギリスなどの欧米列強国の外交のなかで日露戦争後の日露関係正常化を理解する必要がある。それ故に、第2の課題としては日露関係の正常化は欧米外交政策転換にどのような関わりを持っていたかを分析、検討することである。

イギリスと日露関係の一考察

19世紀における露英関係が極めて悪く、ヨーロッパとアジア地域で両国関係に対立が目立

(1) АВП РИ, ф. Японский стол, д. 907, л.134.

ち、結局日英同盟の締結がこの一つの現れである。そして第2次日英同盟協約が1905年8月に調印され、日本とイギリスの協力関係をさらに強化した。攻防条約に変わり軍事協力について条目が明瞭になり、すなわち朝鮮半島が攻められる場合にイギリスが援助艦隊を送る、インド・アフガニスタンが攻められる場合に日本から援助軍が派遣されることを約束する条約になった。バルフォア首相によると、「もしロシアが講和後に日本の諸権利を侵害すれば、我々は日本を助けるという義務を負うであろう。そして、日本も同様にアフガニスタンとインドの地位を防禦するために我々を助ける義務を負うことになるであろう。」⁽²⁾ これは明らかにロシアの報復攻撃を予想して立案された条約であった。

しかし、イギリス側は1905年の夏にロシアとの交渉の可能性を検討し始めた。第2次日英同盟協約がロシアに正式に手渡された時、添付した書簡ではロシアと諸問題を話し合う用意があると書かれていた。つまり、日英同盟条約が二ヵ国間関係問題解決を妨害しない、「条約は攻防条約であり、それでイギリスとロシアが、戦争が不幸に中断した話し合いを再開し、以前協議した重要な課題を再度協議することに妨害にならないだろう」⁽³⁾ と記されていた。イギリスとロシアが話し合うべき問題がアフガニスタンの問題であり、イギリス側はアフガニスタンに関する交渉再開の可能性を示唆した。

このイギリス外交方針変更の理由は何だったのか。まず、イギリスはロシアとドイツとの接近を恐れていた。実際に日露戦争中には、ロシアを支持したのは、長年の同盟国であるフランスではなく、ドイツだった。フランスが1904年にイギリスとの協商について条約を結び戦争中に中立を守った。その時、ドイツがバルチッ

ク艦隊の石炭調達などの援助を行った。結局、1905年6月25日にフィンランド海岸のビョルケでは露独同盟について密約が結ばれた。この同盟はイギリスに向かったが、フランスとロシアを切りはなす目的もあった。ヨーロッパで最大軍を持つ二人の皇帝の同盟がイギリスにとって極めて危険だった。それでイギリスが早急に色々な対策をとった。とりわけ日英同盟を強化し、ロシアとの接近を試みた。この政治動向が第2次日英同盟協約の背景となった。イギリスの目的は、露独同盟を阻止するためロシアに接近することだった。

さらに、ロシアでは革命が発生し、暴動が各地に広がり1907年まで続け、ロシアの外交能力を弱め、拡張戦略が中止になり、報復攻撃もほぼ不可能にした。満州からロシア軍の撤退が始まり、12月からロシア海軍の戦艦と巡洋艦がバルチックに戻り始めた。これは、ロシアが戦争の再開を望まない、清国だけでなく日本に送った合図であった。

逆に、ドイツが植民地再分割を目指して1905年にモロッコ事件を引き起こした。モロッコ問題ではドイツがフランスと対立し、ロシアにとって難しい選択になった。フランスが、イギリスの支持にもかかわらずドイツに抵抗することができなかったので、デルカッセ外相が辞任した。そしてドイツに対する「対抗勢力」であるロシアの復興が緊急課題になり、イギリス外交がロシアとの関係正常化を課題にした。

1905年の秋にイギリスのマスコミがロシアとの関係正常化と相互理解達成の可能性について議論を開き、ロシアの反応を引き出した。9月終わりにラムスドルフ外相がイギリス国会議員との会談において、イギリスとの協定が望ましいと述べ、この意見にロシア皇帝も賛成だと付け加えた。これは、イギリスの『スタンダー

(2) Ian H.Nish, *The Anglo-Japanese Alliance*, The Athlone Press, London,1966, P. 302.

(3) АВП РИ, ф. Канцелярия, 1905, д. 75, л. 54.

ド』新聞が掲載し⁽⁴⁾、注目を浴びた。この情報一番大きなポイントはロシア皇帝の賛成である。当時、ロシア皇帝が絶対権力を持ち、賛成の意が大きな合図だった。そしてイギリス皇帝エドワードⅦ世の回答が入った書簡が10月にイギリス大使館を経由でサンクト・ペテルブルクに届いた。それで両国の皇帝が同じ意向を表したので、外交官が準備作業に入った。多くの交渉がロンドンで行われ、ベンケンドルフ駐英露国大使とイギリス外相ランズダウンが主役になり、時によって話し合いの場がデンマークの首都コペンハーゲンに移った。

第1次日英同盟協約締結記念会におけるランズダウン英国外相が「・・・deplored assumption that these understandings (anglo-japanese) necessarily involved an estrangement with other Powers and said that if any of the latter desired similar understanding with Britain, Britain would be willing agree, provided that nothing was done hereafter to impair Britain's friendship with Japan and France」⁽⁵⁾と語り、同盟に新しい加盟を呼びかけた。但し、条件が一つだけ挙げられた。英国の日本とフランスと友好を損なわないことである。ドイツがフランスを対立していたので、呼びかけるはずではなかった。そしてこのアピールはロシアに向かった可能性が高いと思われる⁽⁶⁾。この記事見出しは「Lord Landsdowne and the Alliance. Nothing against other nation: all welcome.」であり、この演説のテーマは、同盟の拡大であると思わ

れていた。

結局、モロッコ事件ではロシアがフランスとイギリスを支持して、ドイツと対立した。その前にビョルケ密約がラムスドルフ外相の努力で実行されていなかった。それでロシアがドイツ皇帝の怒りを買った。なぜロシアがフランスとイギリスの支持を選んだのか。この大きな理由は混乱する財政と深刻な財政危機にあった。日露戦争関係の戦費の増加に伴いロシア帝国が破綻寸前に陥った。そして外国の金融市場で10億ルーブル以上の大きな公債について交渉を開始して、危機を乗り越えようと思った。この莫大なローンについての交渉がフランスとイギリスの賛成がなければ、成功に終わるはずがなかった。ロシアがフランスとイギリスを支持してドイツと対立したので、ドイツ銀行が資金提供を拒否した。それでロシアとイギリス接近がドイツの脅威を阻止する意向を背景にもった。

ハーディング駐露英国大使は帰国する直前、ロシア皇帝の謁見では直接ニコライ2世から英露協商について意見を聞き、ロンドンに帰った。この会談についての報道は以下の通りであった。

The Great Britain apperently is extremely desirous of taking advantage of the present opportunity to effect a complete understanding with Russia covering questions relating to Tibet, the Indian frontier, and Persia, and thus to prevent a rapprochement of Germany and Russia. Should the proposed entente

(4) The Standard, 29 September, 1905. An Anglo-Russian Entente. London, Sept. 29. - The Standard says that Count Lamsdorf yesterday received the Master of Elibank, M.P. and expressed his desire for an entente cordiale with Great Britain with closer commercial relations. This, he said, would go far to secure peace throughout the world, and the Tsar fully shared these views.

(5) The Japan Times, 9 November, 1905

(6) 10月19日(旧暦)、ポーツマス条約がロシアで発表された。その際の皇帝の声明では「Now this unfortunat war has come to an end, and the Eastern part of our Empire will be increasingly developed by maintaining peaceful and friendly relations with the Japanese Empire which is thereafter one of our friendly countries.」(The Japan Times, 21 October, 1905) それでロシアが日本との友好関係を約束した。

be reached Germany will be isolated. ⁽⁷⁾

こうして、イギリスとロシアはペルシア、アフガニスタン、チベットについて交渉を開始するはずだった⁽⁸⁾が、ロシア革命と続くフランスとドイツの対立、イギリス新政府登場によってほぼ半年間の延期になった。ハルディングが副外相になって、2月に新しい駐露英国大使にニコルソンが任命された。しかしニコルソンの出発が5月25日(新暦)まで延期された。この三ヶ月間に政治状態が大きく変わった。ロシア革命がピークを過ぎたのだ。モロッコについての対立ではロシアがフランスを支持し、4月にロシアがイギリスとフランス銀行からローンをもたらした。そしてニコルソンは、両国が以前に合意できなかった諸問題に関する交渉を開始する支持を政府からもらった。

1906年の4月旧暦(5月新暦)にロシアの外相も更迭された。イズヴォルスキーが日露戦争前に駐日露国公使を経て、在デンマーク大使を務め、外相に更新した。上述したように、彼は在日時代からイギリスとの関係に注目した。デンマークでは反ドイツ感が著しく強く、デンマーク出身のニコライ2世の母(アレクサンドル3世の妻)マリヤ・フォドルグナもこの反ドイツ感を十分同情した。または、在デンマーク大使が英露交渉に加わったこともあり、早速に交渉を継続することもできた。さらに、イギリスと関係改善が絶対に必要であると思った人物でもあった。イズヴォルスキーの回想録によると、彼が外相に任命される前に、パリで主なヨーロッパ諸国の首都にあったロシア大使と会談し、ロシア外交の軸(要)がフランスとの同盟であり、これにイギリスと日本との協定を付け加える必要があると合意した。これはイズヴォ

ルスキー外相の方針となり、イギリスとの本格的な交渉が1906年の夏に始まった。交渉が色々な問題を乗り越え1907年の夏に終わり、ペルシャ、アフガニスタン、チベットに関する協定が調印され、イギリスとの関係が正常化した。しかし、この合意でアフガニスタンとインドの防禦を固めた第2次日英同盟の意味も薄れたのである。

加えて、日本とイギリスの間に摩擦が生まれた。問題の一つは満州における門戸開放政策であった。日本は日露戦争以前に海外に向かって明確に満州の門戸開放を約束した。たとえば、第2次日英協約では「清帝國ノ獨立及領土保全並清國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ヲ確實ニシ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ維持スルコト」⁽⁹⁾が明記された。つまり日本が満州の商工業発展のため列国の措置を損害しないように約束した。

これがポーツマス条約にも満州について改めて約束された。

ポーツマス条約第4条⁽¹⁰⁾：

日本国及露西亞國ハ清國カ滿州ノ商工業ヲ發展セシムカ為列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙セサルコトヲ互ニ約束ス

しかし、日本がロシアからもらった東清鉄道南部支線に問題が発生した。戦争の終結に伴って、この地域に日本人が流れ込んだが、外国人(イギリス人とアメリカ人)の貿易に関する戦争時代の制限が解除されなかった。そして1906年の春にマクドナルド駐日英国大使が

(7) The Japan Times, 21 November, 1905

(8) ペルシャに関する交渉開始が1905年11月にされたが、内乱の理由で延期になった。(さらにモロッコに関する交渉が11月15日に始まったので、これ

も延期の理由になった可能性も高い)。(The Japan Times, 18 November, 1905)

(9) 『日本外交文書』第38巻第1冊、61-62頁。

(10) 同上、日露戦争V、536頁。

加藤外相に満州開放時期について問い合わせを送った。結局、5月1日から安東縣、大東構、6月1日から天奉が外国人や外国人領事に開放されたが、イギリスとアメリカの不満はなくならなかった。

バフメーテフ駐日露国公使によると、日英関係の冷却化は1906年の夏に目に見えるものになった。バフメーテフは、訪日したイギリス艦隊を歓迎する晩餐会では、「この機会に相応しい普通の演説が行われ、イギリスの水兵たちが以前と同じ親切な言葉に歓迎されたが、しかし私とこちらに長く勤務する方々の全体の印象では、無頓着が感じられ、そしてイギリス側の大使と艦隊の隊長が、同盟国艦隊を歓迎する雄弁な言葉に合わない雰囲気だった」⁽¹¹⁾と述べた。その後も、両国関係の冷却化がさらに進み、そして1907年2月12日、東京に行われた日英同盟の5周年の記念晩餐会は、バフメーテフによると、「装った誠実の感じがし、以前の感激的なものではなかった。」⁽¹²⁾というものであった。

そして日英の摩擦だけではなく、日本と日露戦争まで親密であったアメリカの関係が急激に悪化した。バフメーテフは1906年10月20日の外務大臣宛に送った報告によると、「前回の書簡で私は日本のアメリカにたいする関係における意義深い変化に閣下の注意を喚起する光栄を得ましたが、この2週間にアメリカにたいする不満がずいぶん高まり、ついに新聞諸紙には他の記事を掲載するスペースが無くなるほどになりました。・・・アメリカ人にたいする『ボイコット』を叫ぶ声が聞こえ始め、あやうく戦争すら口にされるところです」⁽¹³⁾。この悪化の原因はカリフォルニアにおける日本人難民権の問題であり、日英同盟にも影を落とした。

ロシアとの戦争を想定して書かれたこの第2

条はイギリスにとって大きな問題となった。日英同盟締結時代にアメリカとの戦争が予測していなかったため、この日露戦争に相応しい条目が新しい状態と第2次日英同盟協約に矛盾することになった。イギリスは、アメリカとの同盟協約がなかったため、日本の行動がアメリカとの戦争にイギリスを巻き込むことができるのが明らかになった。条約の批判はロンドンからも聞こえはじめ、同盟見直し論を発生させたのである。

日露協商の最初の提案までの道のり

日露戦争後に、ロシア外交が大きく変化した。膨張政策は維持政策に改めた。これはイギリスと日本との新しい関係を可能にした。膨張政策というのは中東ではベルシャ湾まで、東アジア地域では朝鮮半島までにロシアの影響範囲を広げる政策だった。これは日露戦争の原因の一つとなった。戦争が終わってから、朝鮮半島に対するロシア政策がポーツマス条約に応じて行われていた。そのポーツマス条約の第2条を日本語で読むと、第2次日英協約とほぼ同じであることが分かる。また、後の韓国との保護条約と同じ外交用語でもある。

ポーツマス条約第2条⁽¹⁴⁾

露西亞帝國政府ハ日本國カ韓國ニ於テ政事
上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有ス
ルコトヲ承認シ日本帝國政府カ韓國ニ於テ
必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執
ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干涉セサルコ
トヲ約ス

第2次日英同盟協約第3条⁽¹⁵⁾

(11) АВП РИ, ф. Японский стол, д. 909, л. 143.

(12) Там же, д. 911, л. 68.

(13) Там же, д. 910, л. 23.

(14) 『日本外交文書』日露戦争V、535頁。

日本國ハ韓國ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルヲ以テ大不列顛國ハ日本國カ該利益ヲ擁護増進セムカ爲正當且必要ト認ムル指導、監理及保護ノ措置ヲ韓國ニ於テ執ルノ權利ヲ承認ス但シ該措置ハ常ニ列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ニ反セサルコトヲ要ス

この二つの条約には保護という単語が使われた。保護は protection である。つまり植民地の一つの種類を意味する。この韓国の保護は日本外交の最重要な目的になった。ポーツマス条約の準備段階では、ロシアがこれに賛成した。ラムスドルフ外相が皇帝に報告したときに「以前にあったわが国の考え方をあきらめて、韓国に対してすべての影響を止めるべきだと思う」⁽¹⁶⁾と述べた。そしてロシア皇帝も外相の見方にも同意した。

バフメーテフ駐日露国公使は、ラムスドルフ外相から「活動する地域分割と接近の可能性を調べる」という指示を受けた。さらに皇帝ニコライ2世との謁見で同じ指示をもらった。そして日本に向かう途中にウィーンで牧野公使とあい、皇帝の指示は「2つの帝国の間に強固な友好と親和関係が設立するに最大限に働きかける」⁽¹⁷⁾とバフメーテフが述べた。そして日露戦争について皇帝は「この戦争が決闘と同じだった。決闘は参加者にとって名誉なことであり、恥にならない。多くの国が過去に戦争があったにもかかわらず、後に良好関係を築いた、それに戦争が差し控えにならなかった。たとえばロシアとフランスがかつて戦争が何回あっても、現在同盟国である」⁽¹⁸⁾と言って、日露関

係改善の希望を表した。

その友好関係の希望を、日本政府も共有した。1905（明治39）年4月16日西園寺首相兼任外務大臣は井上馨宛に発送した電報において南満州解放の措置をロシア人にも適用する件について「英国ハ露国ト中央亜細亞ニ於テ協調ヲ遂ゲントシ英米資本家ハ従来会テナキ露国ノ募債ニ応ゼントスル等英米ノ對露感情ハ大ニ融和ノ兆ヲ呈シ来リ而シテ英国現内閣ノ日英同盟ニ對スル熱心ハ蓋シ前内閣ノ如クニハアラザルガ故ニ我外交政策モ能ク大勢ヲ建観シ一方ニ於テ英米ノ同情ヲ維持シツツ他方ニ於テ露国トノ関係を親密ニシ以テ極東永遠ノ平和ヲ確立スルヲ努メザルベカラズ」と記した。⁽¹⁹⁾この「英国ハ露国ト中央亜細亞ニ於テ協調ヲ遂ゲントシ」は日本政府が露英交渉を注目したことを意味する。露英関係の変化が日露関係にも反映することになった。

もう一つの大きな理由は満州だった。ポーツマス条約によると、ロシアが旅順と大連の租借権を譲渡する条件は一つだけだった。それは清国政府の承認だった。「締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス」とはすこし分かりにくいかもしれないが、ロシア語での書き方とすこし異なって、承諾を得るため協力すると明確に書かれている。

ポーツマス条約第5条⁽²⁰⁾

露西亞帝國政府ハ清國政府ノ承諾ヲ以テ旅順口、大連並其ノ附近ノ領土及領水ノ租借

(15) 同上、第38巻第1冊、62頁。

(16) Коковцов В.Н. Из моего прошлого. Воспоминания 1903-1919, Париж, 1933, т. 1, с. 76.

(17) 『日本外交文書』第39巻第1冊、355 - 356頁。

(18) 同上。

(19) 同上、228頁。

(20) 『日本外交文書』日露戦争V、536頁。

權及該租借權ニ關聯シ又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及讓與ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス露西亞帝國政府ハ又前記租借權カ其ノ效力ヲ及ホス地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス

締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス 日本帝國政府ニ於テハ前記地域ニ於ケル露西亞國臣民ノ財産權カ完全ニ尊重セラルヘキコトヲ約ス

満州についての日本と清国の交渉が始まった。それで小村外相が北京に到着してポコチロフ駐清露国公使に協力を要請した。ポコチロフが清国側に協力を求めたが、断られた。清国がこの機会を権利回復のため利用しようと思った。(ロシア公使は袁世凱を訪い、交渉案件の内容を承知したいと求めたが、袁は日清協約成立の上は、いづれ改めて露国と交渉の要あるべく、・・・その時迄は交渉案件の内容を語ることができない)。そしてポコチロフ公使がサンクト・ペテルスブルクの相談の上で協力することに賛成した。その後、ポコチロフと小村外相が度々協議していた。

日本は、南満州鉄道をはじめとする諸鉄道の日清共同事業化といっても、実際は日本が独占事業化を図っていくことは後に明白になった。北京会議は、日本が満州に影響の拡大を目指していることを明らかにした。そして満州が日本外交の大きな狙いになった。バフメーテフ公使の1906年6月22日の報告によると、「光栄にも閣下に、日本の陸海軍の強力な軍備増強が、極めて高い蓋然性で清国に向けられたものであることを以前にもご報告申し上げる機会を得ましたが、これは(清国に対し一注：トルストグ

ゾフ)直接の敵対的的目的によるものか、あるいは、こちらのほうがかなり真実のようではありますが、我々のもっとも身近な利害のみならず、他のすべての列強の利害を損なうような、当地における圧倒的な影響力を確保する目的によるものであるようです。」⁽²¹⁾という内容であった。

日本側は、清国政府から何らかの条件を付することには同意できないと強く主張したので、結局、清国政府が遼東半島租借権や南満州鉄道の譲渡に応じた。それで、満州に関する日清条約の第1条は「清国政府ハ露国カ講和条約講和条約日露第五条及第六条ニヨリ日本国ニ対シテ為シタル一切ノ讓渡ヲ承諾ス」⁽²²⁾ということになった。南満州鉄道の租借条件が明解されていなかったが、第2条によると、「日本国政府ハ清露両国間ニ締結セラレタル租借地並鉄道敷地ニ關スル原条約照シ努メテ遵守スヘキコト」⁽²³⁾が決定されたことであった。この条文では、「原条約」という部分は極めて重要である。その原条約の意味は、11月に提出した清国政府の対案から分かる。「清露間ニ締結セル租借条約ニハ租借年限ヲ二十五ヶ年ト規定シアルヲ以テ露国カ既ニ借受ケ來リタル年数ヲ扣除シテ現ニ乘ス所ノ十八ヶ年ヲ以テ継続租借ノ年限トスルコト」⁽²⁴⁾と示されていた。

日清条約によると、旅順半島租借期限がロシアと清国が締結した条約通り1923年までになったことである。さらに、露国との東清鉄道建設条約によると、鉄道を清国に売り渡すことも可能であった。この条件は日本にとって大きな問題に思われたので、後に1915年に日本が旅順大連の租借期限並南満州鉄道及安奉鉄道に関する期限を99年に延長することを要求して、中国側の合意を得た。

満州に関する日清条約によって日本がロシアから譲渡された満州鉄道(東清鉄道の南部支線)

(21) АВП РИ, ф. Японский стол, д. 909, л.128об.

(22) 『日本外交文書』第38巻第1冊、156頁。

(23) 同上。

(24) 同上、119頁。

を獲得した。さらに、「付属協定」と「付属取極」によって、満鉄とそれに付属する鉱山と安奉鉄道、新奉鉄道に関する利権が認められたが、安奉鉄道、新奉鉄道は戦時に作られた臨時鉄道であり、日露講和条約にこの鉄道の問題が協議されていなかった。

朝鮮と奉天を繋ぐ安奉鉄道は一番大きな意味を持っていた。日本政府案は「清国政府ハ日本政府ニ於テ安東奉天間及奉天新民屯間ニ敷設シタル鉄道ヲ維持運用スルコトヲ承認スルコト、長春旅順間ノ鉄道ヲ将来吉林ニ延長スルコトハ清国政府ニ於テ異議無キコト」であった。⁽²⁵⁾ 清国の委員は「奉天安東間ノ鉄道ハ本条約調印後五ヶ年間ヲ限り日本政府ニ於テ之ヲ維持運用シ得ルコトトシ右期限満了ノ上ハ全然之ヲ取除クカ又ハ清国ニ売渡スコト」⁽²⁶⁾と提案した。清国政府案には運用期限と売渡が条件された。25日の第4会議は奉天安東間間の鉄道に関する討議を以って始まった。小村外相は日本政府案を若干修正したが、清国側の条件は書き込まなかった。そして無条件に鉄道の維持運用の承諾を求めた。清国委員はまず安奉奉天間鉄道を旅順長春間鉄道と同一視することができないので、両者を区別して別々に議論することを要求した。小村外相は区別案に同意し、鉄道の日本管理年限を25年にすることを提案した。清国側はこれが長すぎると反論し、議論が4時間に続き、結局翌日に持ち越された。26日の第5会議に清国委員は提出した安奉鉄道の日本管理期限を10ヵ年とする案に対し、小村外相は条約締結の日より計算して期限を20ヵ年にするあるいは鉄道改正工事の完成の日より計算して15ヵ年にする案を出した。議論が5時間に続いたが、決議に至らなかった。議論がまた28日の第6回会議に移り、この会議における清国委員は、その最終譲歩として年限を改

正工事完成後15ヵ年とし、その工事完成期限を2年間を定め、そして17ヵ年経過後には現存物件の代価を公平評価人に見積もられて清国政府に売渡すことを定義した⁽²⁷⁾。

結局、安奉鉄道に関わる満州に関する条約の第6条は「清国政府ハ安東奉天間ニ敷設セル軍用鉄道を日本政府ニ於テ各国商工業ノ貨物運搬用ニ改メ引続キ経営スルコトヲ承諾ス該鉄道ハ改良工事完成ノ日ヨリ起算シ(但シ軍隊送還ノ為メ遅延スヘキ期間十二箇月ヲ除キ二箇年ヲ以テ改良工事完成ノ期限トス)十五箇年ヲ以テ期限ト為シ即光緒四十九年ニ至リテ止ム右期限ニ至ラハ雙方ニ於テ他国ノ評価人一名ヲ選ミ該鉄道ノ各物件ヲ評価セシメテ清国ニ売渡スヘシ其ノ売渡前ニ在リテ清国政府ノ軍隊並兵器糧食ヲ輸送スル場合ニハ東清鉄道条約ニ準拠シテ取扱フヘク又該鉄道改良ノ方法ニ至テハ日本国ノ経費担当者ニ於テ清国ヨリ特派スル委員ト切実ニ商議スヘキモノトス該鉄道ニ関スル事務ハ東清鉄道条約ニ準シ清国政府ヨリ委員ヲ派シ巡察經理セシムヘク又該鉄道ニ由リ清国公私貨物ヲ運搬スル運賃ニ関シテハ別ニ詳細ナル規程ヲ設クヘキモノトス」⁽²⁸⁾に決まった。

日本は満州鉄道の管理を得たが、新しい問題も発生した。これはイギリスが管理した牛荘(Newchwang)鉄道の競争だった。これは別の形で以前にも存在していた。この鉄道の問題はロシアとイギリスとの関係に暗い影を落とした。そして露英間の1899年の鉄道協定が結ばれたが、すべての問題を解決できなかった。日本が満州鉄道の軌道を改築したが、両鉄道を統一することまでいたらなかった。そして1907年に清国政府とイギリスのポーリング(Pauling)商会との契約が結んだ時これを阻止するため日本政府が干渉した。この鉄道の問

(25) 同上、115頁。

(26) 同上、119頁。

(27) 同上、125-127頁。

(28) 同上、127頁。

題が日英摩擦をさらに激しくした。

さらに、北京条約によると、清国政府は日露軍隊撤退の後なるべく速く外国人の居住及び貿易のため満州における16都市を開くことを約束した。⁽²⁹⁾ このなかにはロシアが自分の勢力範囲と思ったハルビン、満洲里、吉林などが入った。さらに会議記録に秘密事項がいくつかがあり、その一つは「松花江航行ノ件ニ関シ露国ニ於テ異議ナキトキハ清国ニ於テモ之ヲ商議ノ上承諾スヘキコト」⁽³⁰⁾ だった。つまり、松花江(スンガリ川)を商船のため開放することだった。

北京会議が難航し、各々22回、42日かかった(ポーツマス会議は12回、27日に終了した)。北京での日清交渉が二重の結果を生み出した。一方、日本とロシアの立場が清国においてある程度共通していることが明らかになったが、他方、日本が清国、特に満州に勢力範囲をこれからも拡大すると思われることになった。

日本外交の焦点は大きく清国に移った。そしてロシアに向かった本野氏は途中パリでネリドフ在仏露大使との会談で両国関係改善と両国の接近の可能性を探った。ネリドフ氏は、日英同盟が接近を妨害することを主張したことに対し、本野氏はイギリス政府がロシアに対し友好的ムードに溢れると反論し、清国における政策の重要性を主張した。「私たちの直接課題は清国が平和に発展できるよう手助けをし、この国ではどの国もすべてが自分の仕事を自由にできるよう、このようにして、私たちがここで主要な利益を手にするようにすることである」⁽³¹⁾

しかし、バフメーテフ公使宛のラムスドルフ

外務大臣の指示によると、当時、ロシア外務省の方針は友好と親善関係の維持に全力を尽くすことであった。具体的な課題はロシア外交に対する信頼を高め、日英同盟が原動力を失うために動力すること、他の大国が認める限り朝鮮独立を認め朝鮮皇帝の主権を支持すること、日本は旅順半島を使用する契約期限がなくなるのを待つなどであった。⁽³²⁾

ラムスドルフ外相は、日露戦争終結後の1905(明治38)年11月17日に日本と韓国が締結した「第2次日韓協約」の不承認を他の欧米列強に呼びかけ、打診したが、賛意を得られなかった。さらに、赴任する総領事プランソンへの認可の権限は、日本でなく韓国皇帝に属すると主張して対立を続けた。日本は反論し、ロシアの韓国への干渉を断ち切らせたが、この対立を終了するため数ヶ月がかかった。

イズヴォルスキーが外相になり、接近政策が強くなった。ある日本の新聞(明治39年8月20日)は次のように書いた。「イズヴォルスキー氏が外相に任命された後、状態が一挙に変わった。彼が日本と接近政策をとり、これをバフメーテフ氏が公布した」⁽³³⁾ つまり、イズヴォルスキーが外相になったから、駐ソウル総領事任命の問題に対するロシア立場が変わった。ラムスドルフ外相時代にロシアが韓国に対する影響をある程度保とうと思ったので総領事任命について問い合わせを数回にわたって日本外務省に送ったが、それは拒否された。さらに(総領事に任命した)プランソンが韓国統監の韓国に対する外交権の管理を否認するかの様な言動を行った。日本が10月に保護について条約を韓国と結び、徐々に影響を拡大した。そして総領

(29) 同上、157-158頁。

(30) 同上、161頁。

(31) Кутаков Л.Н. Россия и Япония, М., 1988, С. 290.

(32) АВП РИ, ф. Японский стол, д. 135, л.239-244.

(33) Там же, д. 909, л.168.

事の任命にも非常に強固な姿勢をとった。

イズヴォルスキーがロシア外相になった1905年5月に、日本側の外相も変わった。林董が任命された。

バフメーテフ公使が林董と会った後、林董の反応について報告した。「林がこの問題を議論することさえできない」と答えた⁽³⁴⁾。そしてバフメーテフが韓国について「韓国が我らのものになることがなかったし、現在日本のものになり、これが親和関係を築くため出発点にすべきだろう」と書いた⁽³⁵⁾。イズヴォルスキー外相が賛成した。その韓国問題の解決が日露交渉の主眼であること、そしてそのためには日露交渉による解決が日本にとって「目下ノ急務」であったので、イズヴォルスキー外相は、プランソンの件について1906年7月13日（新暦）に本野に向かって「絶対的ニ日本ノ権利ヲ否認スルノ意思ハ有セサリシナリ（省略）最初ヨリ韓国ニ対スル日本ノ権利ハ事実ニ於テ既ニ公認スルノ措置ヲ採リ来タル」と、韓国問題については日本政府の方針を認める旨を述べていた。⁽³⁶⁾

バフメーテフが林董との最初の会談のあとでこう報告した。「彼が最初の会談では雄弁と非常に誠実な言葉で自分の信念を表し、両国の国民と国益のため相互信頼と経済協力に基づく接近をさらに強める必要があると述べた。」⁽³⁷⁾ 経済協力は貿易と漁業を意味すると思われる。イズヴォルスキー外相が就任した時に日露通商航海条約と日露漁業協約について交渉の準備がすでに始まった。日本の統計によると、1903年に塩魚の輸入額が141万9276円だったが、戦

争中に漁業がほとんど行われていなかったが、漁業が正常な状態に戻るため新たな交渉が必要だった。

日本とロシアは、漁業協定と商業協定について、ポーツマス条約の第11条と第12条によって、両国はなるべく速やかに交渉を行わなければならない。日本側が2つの条約案（日露通商航海条約案と日露漁業協約案）を作成し、これは4月14日西園寺外務大臣から西園寺総理大臣宛に提出された。これに松花江航権に関する外交文書案も付加されていた。これによると、日本政府は「従来松花江ノ航権ハ千八百五十八年五月十六日締結露清条約中ニ露清両国ノ船舶ノ外ヲ他国ノ船舶ニ許與セサルコトニ規定相成居処其ノ後ニ於ケル満州内地ノ商工業ハ著シク発達シタル事実ニ鑑ミハ貴国政府ハ貴国ニ関スル限り格該航権ヲ今後日本帝国ノ船舶ニ及ホスコトニ御同意相成候様致度」⁽³⁸⁾とした。つまり、ロシア政府が松花江の自由航権を認めるように要請した。この案が5月23日の閣議で採択され、実際の交渉が特命全権公使本野一郎に委任された。⁽³⁹⁾

さらに、1906年に日本のイギリスとアメリカとの関係が悪化したので、両国の金融市場もほぼ閉鎖状態になった。明治39年の秋にイギリスとアメリカに資金を借りることが極めて難しくなった。8月に借款交渉のため欧米に日本銀行副総裁高橋是清は帝国日本政府特派財政委員として派遣されたが、結果がほとんどなかったが、パリでは『ピション』ハ種々我国ニ対シ厚キ同情ヲ有スルコトヲ述ヘ外務大臣トシテ日仏両国間ニ政治上並ニ財政上ノ関係カ益々

(34) AVPI RI, ф. Канцелярия, д. 135, л. 70.

(35) AVPI RI, ф. Японский стол, д. 908, л. 103.

(36) 寺本康俊『日露戦争以後の日本外交』信山社、1999年、305頁。

(37) AVPI RI, ф. Японский стол, д. 908, л. 65.

(38) 『日本外交文書』第39巻第1冊、59-60頁。

(39) 同上、65 - 66頁。

親密ナランコトヲ切望シ從テ其目的ニハ充分盡力スヘキコトヲ述ヘタリ且同大臣ハ更ニ本日大蔵大臣及内閣議長ト会見ノ上本件ニ関シ協議ノ筈ナルニ付其結果ハ直チニ本官ニ通知スヘキコトヲ約シタル以テ高橋モ夫レ迄巴里滞在ヲ延シタリ尚ホ同大臣ハ協議調ヘハ一日モ速カニ公債成立ニ尽力スヘシト云ヘリ」⁽⁴⁰⁾ というように、フランス政府が高橋に財政的な希望を与えた。

日本政府はパリ市場に目を向けたが、資金借り入れる条件はロシアとの交渉を加速することなどだった。しかし、在仏国栗野大使との会談（1月10日（新暦）の電報）では、ピションフランス外相は「日本公債ニ付テハ露国ヨリ目下日露間商議中ノ条約締結ニ至ルマテハ日本ノ請求ニ応セザランコトヲ希望スル旨露国ヨリ依頼アリテ露仏同盟ノ関係ヨリ全然此希望ヲ無視スルコト能ハサル事情アルコトハ充分了解サレタシ付テハ『ポウツマス』条約ノ精神ニ基キ日露条約ノ締結カ速ニ円満ニ終結スヘキコトヲ望ム」と述べた。さらに、ボンパール在露フランス大使はロシアの立場について「スガリー（松花江—注：トルストグゾフ）問題ノ如キハ止ムナクンバ之ヲ後日ニ延シ好機ヲ待テ更ニ商議スルコトトシ成ルヘク速ニ通商航海並ニ漁業問題等ノ解決ヲ見ルニ至ラムコトハ公債問題ニ関シ重大ナル関係ヲ有スルヲ以テ特ニ御注意アラムコトヲ希望ス」と説明した。⁽⁴¹⁾ このように、ロシアから依頼があり、フランスの立場が変わった。そして、サンクト・ペテルブルクにおいて交渉が始まった。

1月18日に、ニコルソン在露英国大使が在露国本野公使⁽⁴²⁾を訪問し、英露協商に関して内密の会談を持った。この会談について本野の報告によると、「イズヴォルスキー氏カ本官巴里ニ出発ノ当日本官ニ向ヒ本大臣ニ於テ若シ日露ノ間将来確カニ平和ヲ保チ得ルノ保証ヲ得ハヨリ多クノ譲歩ヲ為スモ敢テ憚ラサルヘシト述ヘタルモ幾分カ右ノ意思ヲ示シタルモノト思ハル右ノ次第ニ付東洋ニ於ケル平和維持ノ目的ヲ以テ或ハ露国ヨリ何カ發議スルコトアルヤモ測リ難キニ付此事ハ予メ御考置相成リタシ」あったので、ニコルソンは「露国ヨリ適當ノ条件ヲ以テ發議スル場合ニハ好意を以テ之ヲ研究スルコト必要ナリト信ス」⁽⁴³⁾と述べ、ロシアの發議を支持した。發議の内容はまだ説明されていないが、「平和維持ノ目的」があるので、これは商業と漁業の問題とは異なると思われる。

林董外相も、注意深くその情報を分析した。林の2月2日（新暦）在露国本野公使宛の電報には、「帝国政府ハ露国ニ対シ何等侵略的行動ヲ執ルノ意志ナキコト勿論ナルノミマラス東洋恒久ノ平和ヲ保障スル為メ露国トノ親交ヲ増進スルハ其切ニ希望スル所ナリ就テハ若シ万ノ目的ヲ以テ露国ヨリ何等發議スルコトアリタル場合ニ於テハ帝国政府ハ喜シテ之ニ考慮ヲ加フヘキ筈ニ付右様御含相成リタシ尚露国外務大臣ハ貴官ニ対シ日露将来ノ平和保チ得ルノ保障ヲ得ハ云々ト述ヘタル趣ノ如ク保障ト称スルハ如何ナル意義ナルヤ貴官一個ノ意見トシテ同大臣ニ問合せ其結果電報相成リタシ」⁽⁴⁴⁾と述べ、日露接近について歓迎の意志を伝えた。

(40) 同上、510頁。

(41) 同上、第40巻第2冊、47頁。

(42) さらに、11月28日に、ポクレウスキー駐英露国代理公使が、グレー外相を訪れ「ロシア政府は、極東に於ける日本の行動に不安を抱いており、日本に或る一定の道義的効果を与える日英同盟の規約に抵触する

必要のない現状維持の承認を日本政府から得ることが出来るならば、満足である」と、日本への接近の意向を表明していた。寺本康俊、前掲、302頁。

(43) 『日本外交文書』第40巻第1冊、97-98頁。

(44) 同上。

イズヴォルスキー外相は、1月に日露協約について皇帝の意見を尋ねた。そして皇帝の意見が積極的であった。日本側の反応についてイズヴォルスキー外相が皇帝に短い報告書を提出した。この日付は1907年1月28日であり、「たいへん喜ばしい」という皇帝による承認のメモもある。⁽⁴⁵⁾

イズヴォルスキーはこの案に対して2月6日(旧暦)に皇帝の承認を得て、翌7日に本野に自分で手渡した。⁽⁴⁶⁾ イズヴォルスキー外相は、本野の会談では次の説明をした。2月6日(新暦)の本野電報によると、イズヴォルスキー外相が2月4日に「本大臣ノ目的トスル処ハ単ニ目下懸案ノ諸条約ヲ満足ニ締結セント欲スルノミアラス尚日本ト将来永久ニ信実和睦ノ関係ヲ保持シ得ルノ基礎ヲ確立セント欲スルニ有リ」または「日本トノ和親ヲ固クシ他ノ一方ニ於テハ英国トノ妥協ヲ満足ニ締結シ依テテ世界ノ平和ヲ維持シ専ラ国力ノ休養ニカヲ尽クシ帝国外交政策ノ中心ヲ其ノ本領タル欧州ニ移転スルニ在リ」⁽⁴⁷⁾と述べた。即ち、東清鉄道と満鉄との接続、通商条約、漁業問題、松花江航行問題といった単に目下懸案になっている諸問題の解決だけではなく、両国の「将来永久ニ信実和睦ノ関係」を維持する基礎を確立するために、「露国将来ノ長計」としてこの際に日英両国と妥協を図りロシアの外交政策を欧州に転化する旨を率直に表明して、日本政府の日露協商に対する意向を質していたのである。さらに同日の会見において、本野がイズヴォルスキーにロシア側は如何なる保障を希望するのか尋ねたところ、イズヴォルスキーは、樺太北部と太平洋沿岸のロシア領土の現状維持が保障されれば、日本が日露戦争で獲得した利益を保証することを

述べた。⁽⁴⁸⁾

1907年には、イギリスの『ディリー・テリグラフ』(Daily Telegraph)紙の著名な記者ディロン(Dillon)は、ロンドンの『コンテンポラリー・レビュー』(Contemporary Review)誌に、記事を掲載した。1907年2月、「日本とロシア」と題するディロンの論文は、「ポーツマス条約は漠然とした休戦協定に過ぎない。」とした上で、もし日英同盟に類似した協定が日露両国間で締結されれば世界の平和が実際に保証されるという考えに基き、次の様に結論を述べていた。

「過去が消し去られ日露間の友好が近い将来築かれなければ、日露戦争の再演は時間の問題である。しかし、漠然とではあるが日露友好の達成は十分可能であるように見える。—ロシアは、太平洋において覇権を握る夢をきっぱり捨てること、1902年以来占めて来た支配的地位を慎重かつ決定的に放棄すること、ポーツマス条約で決定された現状維持を受容すること。一方、日本は、ウラジオストクの占領、樺太北部の併合、太平洋沿岸からロシアを完全かつ決定的に追い出すことなどの、将来に向けた準備行動を控えること。一方が二度と復讐を行わないこと、他方がそれ以上の占領を行わないこと。日露両国の相互関係は、真の友好的精神と揺るぎない信頼によって等しく形成される。個人的には、そのような連合は望ましいものというばかりではなく、実現可能なものであると思う」⁽⁴⁹⁾

「No further revenge for one side, no

(45) АВПРИ, ф. Японский стол, д. 202, л. 2.

(46) 日本に英語の訳が電信されたが、イズヴォルスキーが承認のもらった案がフランス語に書かれた。但し、ロシア語の文がいまだに見つからなく、存在しな

い可能性もある。

(47) 『日本外交文書』第40巻第1冊、98-99頁。

(48) 寺本康俊、前掲、307頁。

(49) 同上、305-306頁。

further conquest for the other; while the mutual relations of the two Empires would be uniformly shaped by a spirit of genuine friendship and grounded confidence.」⁽⁵⁰⁾ という原則が唱えられた。

これと同時に、イズヴォルスキーは、イギリスの世論の反応を見て、駐露日本国公使と駐日露国公使にこの記事の内容を日本の外務省に伝えることを頼んだ。バフメーテフは「外相閣下の指示による、私はデイリ・テレグラフの記事を探したが、これは難しい問題だったが、結局、新聞を見つけて、日本の外務大臣と外務次官に伝えて、主な日本語と英語の新聞の編集局にも伝えた。この新聞は記事をほぼ前文を載せた。林外相の意見ではスンガリ川に関する部分が野党の望ましくない議論を呼び起すので、これが掲載されなかった」⁽⁵¹⁾。

イズヴォルスキー外相はディロンの論文にあった条件をそのまま提案した。本野は、2月6日に林外相に宛てて、イズヴォルスキーは真剣に日本との協調を望んでおり、外交政策は従来の「侵略政策」を放棄し極東では領土の安全を維持する「退守政策」をとることに決心したと報告し、今回は日露協商成立のための「実ニ逸スベカラザル機会」であり、直ちに日本政府はそのための交渉を開始するべきであることを具申ししていた。⁽⁵²⁾ そして、林外相が駐露日本国公使本野に協約の交渉を開始することを許可した。

1907（明治40）年1月25日、山縣有朋が西園寺首相に宛てた書翰「対清政策所見」の中で、山縣は「現下の対清政策において最も主要なる

点は即ち清国と協議熟談して満州の経営を進行し清国をして之れに就きて異議を挟み妨害を行はしめざるに在りと雖ども而かも亦一面露国と互に意見を交換し両国商議協定の上清国に談合して之を遂行するは今日の形勢に於て最も緊要なる事件に非らざるなからんや」⁽⁵³⁾ という意見を伝えている。

そして、イズヴォルスキーが政治協約を提案した。これは本野から2月21日（新暦）に電報された⁽⁵⁴⁾。

Article 1. The two High Contracting Parties mutually guarantee, so far as such depends upon each of them, their actual territorial integrity and peaceful enjoyment of all the rights whatsoever springing for each party from the treaties, conventions and contracts in force between them and China (of course in so far as those treaties, convention and contracts are not abrogated or modified by subsequent agreements) from the treaty signed at Portsmouth on the 23rd August/the 5th September, 1905, as well as from the special conventions concluded between Russia and Japan.

Article 2. The two High Contracting Parties mutually engage, not only to respect their reciprocal situation such as is defined in the preceding article, but also to render mutually by all pacific means in their reach aid and assistance

(50) 『日本外交文書』第40巻第1冊、100頁。

(51) АВП РИ, ф. Японский стол, л. 911, л. 85.

(52) 寺本康俊、前掲、307頁。

(53) 大山梓編『山縣有朋意見書』原書房、1966、301-307頁。

(54) 『日本外交文書』第40巻第1冊、107頁。

each to the other with view of the maintenance and legitimate exercise of the rights above cited.

この案のポイントは、「territorial integrity (領土保全)」と「mutually aid and assistance by all pacific means (平和的手段によって相互援助と協力)」であった。

おわりに

日露戦争直後にヨーロッパの政治では大きな転回が見られた。これはドイツと英仏との対立であったが、これは露英関係に大きな影響を与え、日露関係にも反映した。日露両国は友好を唱え、ポーツマス条約で解決し得なかった主に経済的な問題に関する交渉を開始した。しかし、この交渉が長引き、詳細な問題の解決にも時間

がかかった。その間、日英関係と日米関係に摩擦が相次ぎ新借款に関する交渉が難航したので、日本がパリ市場において借款交渉を検討し始めた。その際、フランスとの条約締結とロシアとの交渉加速化が条件として挙げられたが、日本がこれに基本的に応じた。そこでイズヴォルスキー外相が領土保全に関する条約案を提案した。こうした状況の下で、日露関係の正常化が始まったのである。

【注記】この論文は、平成17－18年度科学研究費補助金による基盤研究費（C）研究成果報告書「日露戦争後に於ける日露両国の国際協調外交に関する基本的研究」（研究代表者：寺本康俊、平成20年3月）の中で、セルゲイ・トルストグゾフがモスクワのロシア帝国外交資料館などを調査した資料等に基づく研究報告の一部である。